

法人間売買取引の「ITを活用した重要事項説明に係る社会実験」 参加事業者の追加募集について

国土交通省では、宅建業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づき対面で行うこととされている重要事項説明について、テレビ会議等のITを活用し、対面に準じた形で行う重要事項説明について、これまで303の事業者により平成27年8月から約1年5月の間、社会実験を実施してきました。

今回、当該社会実験の不動産取引の中でも、「法人間売買取引」については、実施件数が数件にとどまり十分な結果が得られなかったため、継続実施することとなりました。このため、「**法人間売買取引を実施して頂く事業者のみ追加募集を行うこととしました**」のでお知らせします。申請概要につきましては以下のとおりです。

なお、申請にあたっては、平成29年5月に公表する「ITを活用した重要事項説明に係る社会実験のためのガイドライン」の記載内容で行うこととなります。

<社会実験ロゴマーク>



【申請期間】

平成29年5月31日（水）～6月28日（水）18:00

【申請方法】

国土交通省ホームページに設置された、IT重説システムへ必要事項の入力、PDFデータを添付いただく必要があります。ご入力いただいた内容については、国土交通省において必要な審査を実施し、登録事業者の決定をいたします。

URL:http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000112.html

※申込みに必要となるIT重説システムマニュアルや必要なフォーマットは上記URLに掲載されています。

【申請結果の通知】

国土交通省において必要な審査を実施した後、平成29年7月中旬を目途に、IT重説システムへご登録頂いたメールアドレス宛てに申請結果を通知させていただきます。

<登録事業者の主な責務>

《重要事項説明前》

- 同意書の取得（説明の相手方、売主）
- 説明の相手方が利用するIT環境の確認
- 重要事項説明書の事前送付

《重要事項説明中》

- 録画・録音の実施
- 宅地建物取引士証の提示
- 説明の相手方の本人確認
- IT重説の実施

《重要事項説明後》

- 情報管理
- 実施報告（定期、随時）
- アンケートの回収
- 国土交通省への資料提出等の対応

※ 責務に関してはガイドラインを確認すること。

【IT重説に関する問い合わせ先】

国土交通省土地・建設産業局不動産課 佐藤、二宮、中原
電話 03-5253-8111（内線：25131、25125）